

基本金に係る実務上の取扱いに関する Q & A

昭和 52 年 5 月 9 日
改正 平成 10 年 5 月 12 日
改正 平成 17 年 6 月 13 日
改正 平成 19 年 1 月 15 日
改正 平成 21 年 9 月 1 日
最終改正 平成 26 年 12 月 2 日
日本公認会計士協会

目 次

基本金の定義

- 1 - 1 基本金の意義
- 1 - 1 - 2 基本金組入れの考え方
- 1 - 2 第 2 号基本金
- 1 - 3 第 3 号基本金
- 1 - 4 第 2 号基本金及び第 3 号基本金の計画的組入れ
- 1 - 5 第 4 号基本金
- 1 - 6 基本金と減価償却
- 1 - 7 減価償却と基本金の取崩し
- 1 - 8 基本財産と基本金対象資産
- 1 - 9 基本金の組入れと取崩し

基本金の組入れ

- 2 - 1 学生寮は基本金対象資産となるか
- 2 - 2 机、椅子等の補充は、基本金組入れとなるか
- 2 - 2 - 2 継続的な所有権移転外ファイナンス・リース契約によって導入する資産を固定資産に計上する場合
- 2 - 3 「特定資産」及び「その他の固定資産」は基本金組入対象資産となるか
- 2 - 4 特別寄付金の基本金組入れ
- 2 - 5 取得資産の代価が未払いのときの組入れ
- 2 - 5 - 2 リース対象資産を基本金組入対象資産とした場合の未払金と基本金の関係
- 2 - 6 未組入高の決定
- 2 - 7 未組入高の計算（その 1）
- 2 - 8 未組入高の計算（その 2）
- 2 - 9 前年度からの未組入額
- 2 - 10 未組入れと借入金（未払金）
- 2 - 11 事業活動収支差額と未組入れ

- 2 - 12 建設仮勘定と基本金組入れ
- 2 - 13 特定資産の積立てと第 2 号基本金の組入れ
- 2 - 14 第 4 号基本金の部門別組入れについて
- 2 - 15 担保差し入れ資産と組入れ
 - 基本金の取崩し
 - 3 - 1 基準第 31 条と基本金の取崩し
 - 3 - 2 基本金の取崩しの対象となる金額の把握について
 - 3 - 3 基本金の取崩しの具体例
 - 3 - 4 学生寮の廃止に伴う除却と基本金の組入れ及び取崩し
 - 3 - 4 - 2 リース対象資産を基本金組入対象資産とした場合の基本金を取り崩す時期について
 - 3 - 5 体育館改築計画の廃止と第 2 号基本金の取扱い
 - 3 - 6 第 3 号基本金の事業縮小と取崩し
 - 3 - 7 基本金の取崩しと部門別把握
 - 3 - 8 公道として提供した土地に係る基本金について
 - 3 - 9 過年度基本金組入れの繰延高について
 - 基本金の修正
 - 4 - 1 基本金の修正の処理方法
 - 4 - 2 基本金修正に係る表示方法
 - 基本金の表示
 - 5 - 1 基本金明細表の事項別記載方法
 - 5 - 2 建物の取替更新に伴う基本金の表示方法
 - 5 - 3 基本金明細表の要組入高及び未組入高の記載について
 - 5 - 4 組入計画表における所要見込総額の記載について

まえがき

本 Q & A は、昭和 52 年 5 月 9 日に実務問答集として公表されて以来、基本金に関する会計慣行を踏まえて、数度の改正を経て実務に対応してきた。

今般、学校法人会計基準の一部を改正する省令(平成 25 年 4 月 22 日文科科学省令第 15 号)が公布され、また同日付けで本改正省令の趣旨、内容の概要等について文部科学省から「学校法人会計基準の一部改正について(通知)」(25 文科高第 90 号)が発出された。その後、改正後の計算書類について、用語の定義等を示すとともに必要と考えられる会計処理の取扱い及び注記事項の追加等を示すため、平成 25 年 9 月 2 日に「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」(25 高私参第 8 号。以下「第 8 号通知」という。)及び「恒常的に保持すべき資金の額について」の改正について(通知)」(25 高私参第 9 号)が同省から発出されたこと(以下「平成 25 年基準改正」という。)から、基本金に関する取扱いを明確にするため、再度改正することとした。

研究報告であることから適用時期に関する記載はないが、平成 26 年 12 月の改正は平成 25 年基準改正との整合性を図るための改正であることから、平成 27 年 4 月 1 日以降(知事所轄

法人については平成 28 年 4 月 1 日以降)の実務の参考とすることとし、平成 27 年 3 月 31 日以前(知事所轄法人については平成 28 年 3 月 31 日以前)は従前の取扱いを行うこととなる。

基本金の定義

1 - 1 基本金の意義

Q 学校法人会計基準(昭和 46 年 4 月 1 日文部省令第 18 号。以下「基準」という。)第 29 条では、「学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。」と規定していますが、それぞれどのような意味でしょうか。

- (1) 「その諸活動の計画に基づき必要な資産」
- (2) 「継続的に保持する」
- (3) 「保持するために維持すべき」と「その事業活動収入のうちから組み入れた」

A

- (1) 「その諸活動の計画に基づき必要な資産」について

「その諸活動の計画に基づき必要な資産」とは、学校法人の基本的諸活動であるところの教育研究活動に必要な資産をいう。この場合の教育研究活動に必要な資産とは、これを広く解し教育研究活動に直接使用する資産のほか、法人本部施設・教職員の厚生施設等も基本金組入れの対象の資産となる。

- (2) 「継続的に保持する」について

「継続的に保持する」とは、ある資産が提供するサービス又はその資産の果たす機能を永続的に利用する意思を持って、法人がその資産を所有するということである。

したがって、(1)にいう「その諸活動の計画に基づき必要な資産」であっても、当該資産を取得した時点で将来取替更新する必要がないことが明らかな資産は、基準にいう「継続的に保持する」に該当しないと解すべきであろう。

また、法人が永続的に利用する意思を持って基本金設定の対象となる資産を取得した場合であっても、その後の法人の経営の合理化、将来計画の見直し等により当該資産を永続的に利用する必要がなくなった場合には、その時点で「継続的に保持する」ことに該当しなくなったと解すべきであろう。

なお、継続的保持の判断に当たっては次の点が前提とされているので留意すべきである。

ア 私立学校振興助成法では、学校法人の責務として当該学校の教育水準の向上に努めなければならないとされている(私立学校振興助成法第 3 条)。また「学校法人会計基準の一部改正について(通知)」(平成 17 年 5 月 13 日 17 文科高第 122 号。以下「第 122 号通知」という。)の第三 1 (3)においても、「基本金を取り崩す場合には、教育の質的水準の低下を招かないよう十分に留意する必要があること」とされている。

したがって、学校法人は資産の処分により一時的に教育水準の低下がもたらされた場合であっても、速やかに元の教育水準に引き上げなければならない。

イ 基準第 30 条第 1 項第 4 号においては、「恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額」を基本金に組み入れることが求められている。すなわち、学校法人がその運営を行うために必要となる運転資金について、一定額を基本金に組み入れる

必要がある。なお、当該会計年度の末日において第30条第1項第4号に掲げる金額に相当する資金を有していない場合には、その旨及び当該資金を確保するための対策を脚注として記載するものとされている（基準第34条第7項）。

(3) 「保持するために維持すべき」及び「その事業活動収入のうちから組み入れた」について

「保持するために維持すべき」とは、学校法人は、それぞれの建学の精神にのっとり、あらかじめ計画した教育研究等の諸活動を行うために必要な資産の価額を継続的に保持すべきものとして定め、基本金組入対象として当該価額を維持し続けることを担保するのが基本金制度であり、これが「保持するために維持すべき」の意味となる。

平成25年基準改正により収支の均衡状態を表示する計算書類は「消費収支計算書」から「事業活動収支計算書」に変更され、計算書類上では、収入から基本金組入額を先に控除するという方式ではなくなったが、基本金組入額控除後の収入と支出の均衡の状態を明らかにするという従来からの考え方は維持されている。

また、高額な固定資産の取得に係る基本金組入れを取得年度に集中することは、学校法人の収支の状況を歪めることとなる。したがって、取得に先行して、基準第30条第2項に定める組入計画に従い、年次的段階的に基本金組入れを行うことが肝要である。

1 - 1 - 2 基本金組入れの考え方

Q 基本金への組入れについては、従来、負債とされない収入（平成25年基準改正前の帰属収入）から基本金への組入額を控除していましたが、平成25年基準改正においては、負債とされない収入（事業活動収入）から事業活動支出を控除し、その残額から基本金組入額を控除することになりました。基本金の組入れに関する考え方が変更されたのでしょうか。

A 平成25年基準改正においては、負債とされない収入（事業活動収入）から事業活動支出の額を控除し、その残額から基本金組入額を控除することとなった。しかし1 - 1 基本金の意義にあるとおり、基本金組入額を控除した収入をもって支出との均衡の状態を明らかにするという従来からの考え方に変更はなく、収支予算作成において留意すべき概念である。

従来の消費収支計算書では、教育研究を永続的に維持する仕組みを収支計算に取り入れ、基本金組入れ後の長期的な収支の状況を把握するのに適した収支差額のみ表示していた。

一方、事業活動収支計算書においては、長期的な収支の均衡状態に加えて、基本金組入れ前の収支差額を表示することで毎年度の収支の均衡状態も計算書類上把握できることとなった。

1 - 2 第2号基本金

Q 基準第30条第1項第2号では、「学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額」に相当する金額を基本金に組み入れるものとしていますが、どのような趣旨でしょうか。

A 学校法人の永続的維持のために必要不可欠いわゆる第1号基本金に係る固定資産は、当然基本金組入れの対象となるが、第2号基本金対象資産は、このような固定資産そのものではない。

第2号基本金は、将来において要組入高対象資産である第1号基本金対象資産の取得源資となることが計画されているので基本金となるのである。

したがって、「取得に充てる金銭その他の資産」とは、第1号基本金対象資産の取得のために内部調達された金銭等のほか、固定資産を取得すべきものとして収受した特別寄付金、施設設備補助金及びその対価をもって前記固定資産の取得に充てることが定められている金銭又は贈与有価証券等が挙げられる。

そもそも第2号基本金は、いわゆる先行組入れの計画的、段階的な実行を明らかにしようとするものである。

基準は、持続的事業活動収支の均衡を図る観点から、将来高額な固定資産を取得しようとする場合は、取得年度に基本金組入れが集中することがないように、早めに基本金組入計画を樹立し、取得年度に先行して年次的、段階的に基本金組入れを行うことにより基本金組入れの平準化を図ることを求めている。したがって、各年度の事業活動収支差額のいかんによって組入額を調整することは避けなければならない。

参考：「学校法人会計基準に基づく基本金組入れについて」(平成8年2月6日8高法第1号)

1 - 3 第3号基本金

Q 基準第30条第1項第3号の「基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額」と第3号基本金引当特定資産とはどのような関係でしょうか。

A

(1) 「基金」について

第3号基本金の対象となる資産には、元本を継続的に保持運用することにより生じる果実を教育研究活動に使用するために、寄付者の意思又は学校法人独自で設定した奨学基金、研究基金、海外交流基金等が該当し、これらが第3号基本金引当特定資産となる。

なお、平成25年基準改正により、資金収支計算書において、第3号基本金に対応する運用収入を大科目「受取利息・配当金収入」のうちの小科目「第3号基本金引当特定資産運用収入」として表示することとされた。

(2) 基本金対象資産とされる理由

これらの資産が、基本金の対象とされるのは、この基金が寄付者又は学校法人の意思によって、継続的に特定の事業目的のために基金の運用果実をもって運用されなければならないからである。

なお、基金の事業目的ごとに運用規程等を設定すべきである。

1 - 4 第2号基本金及び第3号基本金の計画的組入れ

Q 基準第30条第2項では、「前項第2号又は第3号に規定する基本金への組入れは、固定資産の取得又は基金の設定に係る基本金組入計画に従い行うものとする。」とありますが「組入計画に従い」とは、どういうことですか。

A 第2号基本金又は第3号基本金の設定は、固定資産の取得計画又は基金の目的を明らかにした上で計画的に行わなければならない、理事会（評議員会が決議機関である場合には評議員会を含む。）の決議も必要であるということである。また、正規の決定機関は、長期的な資金計画に基づく適正規模の計画であるかどうか、学校法人財政の健全性、又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減の観点も検討し、諸活動の計画を図るべきである。

なお、理事会のみが決定の権限を有する場合であっても、将来の継続的予算措置にかかる事柄であるので、決定に先立ち、あらかじめ評議員会の意見を聞いておくことが望ましい。

平成25年基準改正により、第2号基本金及び第3号基本金について、組入れ計画が複数ある場合には、貸借対照表との関係を明らかにするため、新たに「第2号基本金の組入れに係る計画集計表」（様式第1の1）及び「第3号基本金の組入れに係る計画集計表」（様式第2の1）を作成することとされた。

1 - 5 第4号基本金

Q 基準第30条第1項第4号に規定される「恒常的に保持すべき資金」の額に相当する金額を、基本金に組み入れる趣旨はどのようなことですか。

A 恒常的に保持すべき資金の額を基本金とする趣旨は、学校法人は必要な運転資金を常時保持していなければ諸活動が円滑にできないからとされている。従来は、恒常的に保持する対象は「支払資金」であるとされていたが、昭和62年の基準改正により「資金」となった。

「支払資金」は、基準第6条に定める定義により、現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいうが、第4号基本金に係る恒常的に保持すべき「資金」は、支払資金に限定されないより広い概念であり、他の金融資産をも含むものと考えられる。恒常的に保持すべき資金は、支払資金の不時の不足に充てるための運転資金の性格からみて、随時換金性と元本保証確実性が要求される。

参考：「恒常的に保持すべき資金の額について」（平成25年9月2日文科高第381号文部科学大臣裁定）

1 - 6 基本金と減価償却

Q 事業活動収入のうちから施設設備関係支出に相当する額を「基本金」として組み入れながら、この基本金組入れ対象とされた施設設備の取得価額について減価償却を実施しているのはなぜですか。

A

(1) 両者を行う理由

基本金組入れは、学校法人が諸活動の計画に基づいて継続的に保持すべきものとして一定の資産を定め、これらの資産の額に相当する額を基本金に組み入れて留保しそれを事業活動支出に充てるべきでないという学校法人会計の基本的な考え方による。

また、減価償却は、固定資産の価値の減少額を事業活動支出として認識し、一会計期間の事業活動収支計算を正しく行うために必要であるばかりでなく取替更新のための資金を内部留保することができる。

これらを行うのは、学校法人を永続的に維持するため、すなわち、学校法人に必要な不可欠な資産を自己資金で維持することを目的とするためである。

言い換えるならば、仮に、両者の双方又は一方を行わない場合には、学校法人に必要な不可欠な資産の耐用年数が終わったとき、その取得原価に相当する資金を法人内に確保しておくことはできないという理由に基づくものである。

(2) 基準における財産維持構造

基準における財産維持は、貸借対照表借方に「維持すべき資産」を、同貸方に「維持すべき資産に見合う収入を基本金」として計上し（この貸方計上により、事業活動収入が当該基本金計上額だけ事業活動収支計算から除かれることとなる。）以後、当該維持すべき資産について減価償却を実施することにより、当該減価償却累計額に相当する再取得資金の留保を図るという形でなされる。

例えば、100の維持すべき固定資産があり、この財源が全て外部からの寄付金で賄われ、かつ、毎会計年度、減価償却相当額の事業活動収入があったものと仮定すると、固定資産取得時の貸借対照表及び事業活動収支計算書は、次のようになる。

固定資産取得時

貸借対照表

固定資産	100	基本金	100
------	-----	-----	-----

事業活動収支計算書

事業活動支出	0	事業活動収入	100
		基本金組入前当年度収支差額	100
		基本金組入額合計	100
		当年度収支差額	0

すなわち、固定資産の取得に充てられた支出は、資本的支出として貸借対照表借方に計上され、一方、当該固定資産取得のために充てられた収入は、事業活動収支計算書に計上されることなく（事業活動収支計算書の表示は、一旦収入で計上された後、基本金組入額として控除されるため最終的には「0」となる。）貸借対照表貸方に基本金として計上されることとなる。

なお、事業活動収支計算書において、収入から支出を控除し基本金組入前当年度収支差額（設例においては「100」）が算定されるが、その金額のいかんにかかわらず基本金への組入れは生じることとなることに留意が必要である。

次に、この固定資産について減価償却を実施すると、貸借対照表及び事業活動収支計算書は次の及びのようになる。

第1回減価償却実施年度（耐用年数10年、残存価額0とする。）

貸借対照表

固定資産	90	基本金	100
その他の資産	10		／
	<u>100</u>		<u>100</u>

事業活動収支計算書

事業活動支出	10	事業活動収入	10
(減価償却額)			
	<u>10</u>		<u>10</u>

<注> 減価償却累計額 10

減価償却実施完了年度(耐用年数終了時、ただし、備忘価額は考慮しない。)

貸借対照表

固定資産	0	基本金	100
その他の資産	100		／
	<u>100</u>		<u>100</u>

事業活動収支計算書

事業活動支出	10	事業活動収入	10
(減価償却額)			
	<u>10</u>		<u>10</u>

すなわち、貸借対照表は、借方固定資産「90」ないし「0」、貸方基本金「100」となり、基準はこの貸借対照表がバランスされる額(減価償却累計額と同額となる。)に相当する額の何らかの資産が学校法人内に留保されることを予定するのである。したがって、両者の双方又は一方が実施されない場合には、当該資産の耐用年数終了時において、当該固定資産の再取得に必要な資産が留保されないこととなるのである。

しかし、上記の例において、基本金組入れを行わなかったとしても、のように、その他の資産が、減価償却実施完了年度において留保され、その貸借対照表の資産は、で示される基本金組入れを行った場合の貸借対照表上の資産と同一になるため、基本金組入れの実施の効果について疑問をもつ意見もあるが、基本金のもつ意味は、減価償却実施完了年度における再取得資金の留保のみにあるのではなく、固定資産取得時においてその取得源泉が確実に確保されている状態を示すことにある。すなわち、基準は、この事業活動収支の持続的均衡の財政状態を明らかにすることを期待しているのであり、上記の疑問は、論点が異なるものと言える。

基本金組入れを行わない場合

貸借対照表

固定資産	0	繰越収支差額	100
その他の資産	100		／
	<u>100</u>		<u>100</u>

(3) 基本金の意味

このように見てくると、基本金とは事業活動収入のうちで学校法人の永続的維持のために必要不可欠となる資産の源泉収入を事業活動支出に充当させないために捉えられた貸方勘定であると言える。

(4) 二重負担論について

学校法人が永続的に維持されていくためには、何らかの方法でその維持のために必要不可欠な資産の当初の取得資金と、その資産の命運が尽きた際の再取得資金を負担しなければならないことは確かであるため、基本金組入れと減価償却の両者を実施することが学生等にとって二重負担となるという意見は妥当なものと言えないこととなる。

しかし、財産維持構造においては、いわゆる全体計算の立場から、上記のように解明できるのであるが、基本金組入額と減価償却額とを、いつの年度に負担させるかということについて、期間計算の立場から今後研究する余地が残っているものと思われる。

1 - 7 減価償却と基本金の取崩し

Q 基本金対象資産は、減価償却によりその帳簿価額が減少していますが、それにつれて基本金も減少するのでしょうか。

A 基本金対象資産の帳簿価額は、減価償却により減少するが、それにつれて基本金は減少しない。

その理由は、そのもつ財産維持のための計算構造にあり、詳細は1 - 6を参照のこと。

1 - 8 基本財産と基本金対象資産

Q よく基本財産という言葉を使いますが、基本金の組入れ対象となる資産とは同一概念でしょうか。

A

(1) 「基本財産」について

私立学校法施行規則第2条第6項では、基本財産とは「学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう。」と定められている。

(2) 「基本金対象資産」について

基準第30条第1項に対応する基本金対象資産は、次のとおりである。

学校法人が設立当初に取得した固定資産（法附則第2条第1項に規定する学校法人以外の私立の学校の設置者にあつては、同条第3項の規定による特別の会計を設けた際に有していた固定資産）で教育の用に供されるもの又は新たな学校（専修学校及び各種学校を含む。以下この号及び次号において同じ。）の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産

学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上の

ために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産
基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産
文部科学大臣の定める恒常的に保持すべき資金

(3) 両者の関係について

(1)と(2)を比べれば、大要において両者は一致しているが、決して、両者は同一概念ではないことに留意すべきである。

1 - 9 基本金の組入れと取崩し

Q 基本金の組入れと取崩しの基本的な考え方について教えてください。

A 「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」(平成17年5月13日17高私参第1号。以下「第1号通知」という。) 基本金の取崩し要件の見直し(第31条関係)(1)によれば、「基本金の組入額及び取崩額の計算は、第30条第1項各号の基本金ごとに、組入れの対象となる金額が取崩しの対象となる金額を超える場合には、その超える金額を基本金の組入額として取り扱うものとし、また、取崩しの対象となる金額が組入れの対象となる金額を超える場合には、その超える金額を基本金の取崩額として取り扱うものとする。ただし、固定資産を取得するために、第2号基本金を第1号基本金に振り替える場合には、この計算に含めないこと。」とされている。

したがって、基本金の組入額と取崩額は部門別に計算を行っている場合などを除き、各号ごとに組入額又は取崩額のいずれかが把握されること及び固定資産の取得計画の実行に伴う第2号基本金から第1号基本金への振替は、たとえ当期取崩高が把握されたとしても、基本金明細表上は当期組入高において調整することに留意する。このような処理を行うことで、各号ごとの組入高の合計額及び各号ごとの取崩高の合計額が事業活動収支計算書における基本金組入額合計及び基本金取崩額と一致することとなる。その具体例については3 - 4及び3 - 7を参照されたい。

基本金の組入れ

2 - 1 学生寮は基本金対象資産となるか

Q 当学校法人は、学生寮を建設し、寮の運営管理は全て学生の自主に委ねていますが、この施設は、第1号基本金組入対象資産として、組入れの対象になるのでしょうか。

A 学校法人が、当該資産について、その諸活動の計画に基づいて、永続的に、必要な資産と判断したときは、第1号基本金組入対象資産となる。詳細については、1 - 1を参照のこと。

なお、第1号基本金組入対象資産の範囲については、「基本金設定の対象となる資産及び基本金の組入れについて(報告)」について(通知)(昭和49年2月14日文管振第62号。以下「昭和49年2月文部省通知」という。))を参照。

2 - 2 机、椅子等の補充は、基本金組入れとなるか

Q 教室の机、椅子等の補充の場合でも基本金対象資産として組み入れなければならないのでしょうか。

A 教室の机、椅子等は少額重要資産といわれ(昭和49年2月文部省通知を参照)教育研

究用機器備品とし、基本金組入れの対象としなければならない。

なお、機器備品の取替え、補充などの場合の基本金にかかる処理については上記文部省通知及び3 - 4を参照のこと。

2 - 2 - 2 継続的な所有権移転外ファイナンス・リース契約によって導入する資産を固定資産に計上する場合

Q 継続的に使用するコンピュータを所有権移転外ファイナンス・リース契約により導入することになりました。このコンピュータを固定資産に計上する場合、基本金組入対象資産としなければならないでしょうか。

A 質問のリース契約によるコンピュータは固定資産に計上することであり、学校法人が継続的に保持する計画のあるものは基本金組入れの対象としなければならない。

2 - 3 「特定資産」及び「その他の固定資産」は基本金組入対象資産となるか

Q 貸借対照表の「特定資産」及び「その他の固定資産」に計上されている資産は、基本金組入対象資産となるでしょうか。

A

(1) 減価償却引当特定資産

特定資産である減価償却引当特定資産は、保有する減価償却資産の取替えのための資金として繰り入れるのであり、基本金組入対象資産とはなり得ない。

(2) 退職給与引当特定資産、収益事業元入金

特定資産である退職給与引当特定資産は、その支払いに充てるために積み立てられたものであり、また、その他の固定資産である収益事業元入金は、投資を目的とする資産（昭和49年2月文部省通知1(1)参照）と同一に考えられるので、基本金組入対象資産とすべきでない。

(3) 借地権、電話加入権、温泉権、ソフトウェア

基準第29条及び第30条によれば、学校法人の諸活動の計画に基づき必要な資産で、その資産を継続的に保持する計画のあるものは、基本金組入対象資産とされているので、借地権、電話加入権、温泉権、水利権、ソフトウェア等のその他の固定資産であっても、上記の条件に該当するものは、第1号基本金組入対象資産として把握すべきである。

2 - 4 特別寄付金の基本金組入れ

Q 固定資産取得のための用途指定の下に受け入れた特別寄付金について、特別寄付金の受入年度と実際に固定資産を取得した年度が異なる場合基本金組入れの取扱いはどのようにすればよいでしょうか。

A 第2号基本金は、理事会等の決議に基づく組入計画によって組み入れるのであるから、固定資産取得のための用途指定がされた寄付金を受け入れても、直ちに、第2号基本金の組入れをすることはない。ただし、取得するものとして指定された固定資産が第1号基本金の組入対象資産であり、かつ、金額が重要である場合には、理事会などの決議を経て、組入計画を作成し、第2号基本金として組み入れることが適当である（学校法人委員会報告第32号「基本金に関する会計処理及び監査上の取扱いについて（その1）」参照）。

2 - 5 取得資産の代価が未払いのときの組入れ

Q 校舎の改築（契約額 2,800）と機器備品（価額 80）の購入をし、現在使用中ですが、資金繰りの都合で支払いが次年度以降になります。当年度の基本金としてよいでしょうか。

A 基準の第 30 条第 3 項に、「固定資産を借入金（学校債を含む。以下この項において同じ。）又は未払金（支払手形を含む。以下この項において同じ。）により取得した場合において、当該借入金又は未払金に相当する金額については、当該借入金又は未払金の返済又は支払（新たな借入金又は未払金によるものを除く。）を行った会計年度において、返済又は支払を行った金額に相当する金額を基本金へ組み入れるものとする。」という規定が設けられた（昭和 62 年基準改正）。

したがって、当該未払金相当額を当年度の第 1 号基本金として組み入れることはできず、未組入高となる。次年度以降の支払った年度で、当該未払金の支払額相当額を基本金に組み入れる。

2 - 5 - 2 リース対象資産を基本金組入対象資産とした場合の未払金と基本金の関係

Q リース対象資産を基本金組入対象資産とした場合、未払金と基本金の関係はどのようになるのでしょうか。

A 取得資産の代価が未払いのときの基本金組入れについての取扱いは、2 - 5 に示したとおりであり、この取扱いはリース対象資産の場合も同様である。

したがって、当該リース対象資産の未払金相当額は当年度の第 1 号基本金として組み入れることはできず、未組入高となる。次年度以降の支払った年度で、当該未払金の支払額相当額を基本金に組み入れる。

なお、機器備品の取替更新に伴う基本金組入れについては、昭和 49 年 2 月文部省通知 3 (2)により、当該年度の基本金組入対象額と取崩対象額との差額をもって基本金要組入高とすることができ、未払金相当額が必ずしも未組入高とならない場合があることに留意されたい。

2 - 6 未組入高の決定

Q 基本金組入れは、その基本金組入対象資産の取得源泉が借入れによって賄われた場合又はその代金が未払いの場合には、当該借入金又は未払金の返済又は支払いを行った会計年度において、返済又は支払いを行った金額相当額を基本金へ組み入れることと規定されておりますが、この規定により未組入れとする場合には、当該借入金又は未払金がある場合には、その額を必ず未組入額として繰り延べなければならないでしょうか。

A 「事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする」（基準第 29 条）ということとは、学校法人の自己資金で取得した固定資産の額を基本金とするということである。したがって、固定資産の取得資金が、借入金又は未払金などの他人資金によっている場合には自己資金による取得とはいえないので、借入金又は未払金などの相当額を未組入額として繰り延べることになる。次年度以降において当該借入金などの返済又は支払額相当額は、自己資金により取得したことになるので組入れすることとなる。ただし、2 - 7 のような例もあるので注意されたい。

2 - 7 未組入高の計算（その 1）

Q 校舎の改築をしましたが、以下の場合には未組入高はいくらになるでしょうか。

新築校舎代	1,000
内訳	
第2号基本金に係る自己資金	200
上記以外の自己資金	500
借入金	300
除却した旧校舎に係る基本金	600

(未組入高はないものとする。)

A 未組入高を算定するには基本金と資金との対応関係を次のように考える必要がある。

新校舎に係る基本金要組入額 1,000 - 除却した旧校舎に係る基本金 600 - 第2号基本金からの振替額 200 = 要組入高 200

新築校舎の基本金で既に組み入れられているのは、除却した旧校舎に係る基本金額 600 と第2号基本金として組み入れられている 200(第1号基本金に振り替えられる。)であり、差し引きした 200 が組み入れられていないこととなる。

一方、資金は、第2号基本金に係る自己資金 200 が積み立てられてあり、残りの 800 の資金が自己資金と借入金により賄われている。

図で示すと次のようになる。

既に基本金に組み入れられている			
基本金	第2号基本金への組入高 200	除却した旧校舎に係る基本金額 600	組み入れられていない額 200
	第2号基本金に係る自己資金 200	自己資金 500 + 借入金 300	
資金			
	(a)	(b)	

上記のうち、基本金と資金とは(b)の対応関係が明確になっていないが、未組入高の算定の際には既に基本金に組み入れられている分について取崩しをしないものとし、組み入れられていない 200 についてはその金額の範囲内で基準第30条第3項により借入金による未組入高として翌年度以降に繰り延べる額を算定する。

したがって、借入金は 300 あるが組み入れられていないのは 200 であるので、200 が借入金による未組入高となる。

2 - 8 未組入高の計算(その2)

Q 前問の場合、借入金の残高は 300 であり、200 が借入金による未組入高となっています。当該借入金の返済を毎年 30 ずつ行い、10 年で完済する予定ですが、次年度以降は基本金にいくら組み入れたらよいでしょうか。

A 当該校舎に係る基本金未組入額がある場合には、次年度以降、借入金返済額に相当する

金額について、未組入額を限度として基本金に組み入れることになる。

未組入高の組入れに当たっては、当年度の借入金の返済から優先して行うことを原則とし、したがって、組入れは毎年30ずつ行い7年目の30のうち20の返済で未組入高の組入れが終了することとなる。

2 - 9 前年度からの未組入額

Q 基準の改正省令施行の際、改正前の第30条第2項の規定により、基本金への組入れが昭和63年度以後の会計年度に繰り延べられている金額の取扱いについてはどうなるのでしょうか。

また、省令施行前に、借入金相当額について既に基本金へ組み入れていた場合はどうなるのでしょうか。

A 昭和63年度に繰り延べられた未組入額の取扱いについては、改正後の基準第30条第3項の規定により、当該借入金（学校債を含む。）又は未払金（支払手形を含む。）の返済又は支払（新たな借入金又は未払金によるものを除く。）を行った会計年度において、返済又は支払を行った金額に相当する金額を基本金へ組み入れることとなる。

また、既に基本金へ組み入れた分については従前のおりであり、修正の必要はない。「昭和62年8月31日文高法第232号「学校法人会計基準の一部改正について（通知）」施行に当たり留意すべき事項3 - (2)を参照。

2 - 10 未組入れと借入金（未払金）

Q 基準第30条第3項によれば「借入金又は未払金の返済又は支払（新たな借入金又は未払金によるものを除く。）を行った会計年度において、返済又は支払を行った金額に相当する金額を基本金へ組み入れる」とありますが、下記の場合はこれに該当するのでしょうか。

- (1) 借入契約を更新したとき。
- (2) A銀行から借り入れ、B銀行に支払ったとき。
- (3) 未払金を銀行借入れで支払ったとき。

A 「新たな借入金又は未払金によるものを除く。」とは、新たな借入金又は未払金を資金とする既存の借入金又は未払金の返済又は支払いを除外する趣旨である。

したがって、上記のように実質的な返済又は支払いでないものは基本金に組み入れる場合に該当しない。

2 - 11 事業活動収支差額と未組入れ

Q 基本金対象資産を取得したが、全額組み入ると大幅な事業活動支出超過となり、対外的信用にも影響を及ぼすので、当年度収支差額が零となる計算で組入れを行い、残額は未組入れとして処理したいのですが、これでよいのでしょうか。

A 根本的には、基本金対象資産を取得する際の、財政措置そのものが「対外的信用にも影響を及ぼす」ような方法で行われたところに問題がある。質問の「処理」は、この財政措置の欠陥を計算書類の上で糊塗しようとするもので認容できない。必要なことは、財政措置を改善することが先決であり、事前に第2号基本金への組入れを計画的に実施していくことが期待されている。

基本金に組み入れる額は、基準第29条及び第30条に従って決定されるべきものであり、質問の処理は、当年度収支差額が零となるような基本金組入額をまず決定しようとする方

法であって認められない。事業活動収支計算の方法は、事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除し、その残額から基本金組入額を控除して行われる（基準第16条第3項）こととなるが、その残額が正の値であるか負の値であるかにかかわらず、基本金の組入れは行われることとなることに留意されたい。

2 - 12 建設仮勘定と基本金組入れ

Q 現在校舎を建設中で、この工事関係の支払額は建設仮勘定で処理されています。工事完成は次年度の予定ですが、基本金組入れの時期は、工事引渡しを受け精算振替の時でしょうか。

A 建設仮勘定は固定資産であるという認識を前提とすれば、自ずから理解されよう。基準第30条第1項第1号に該当する限り、建設仮勘定への支出年度にその支出額を組み入れることになる。次年度以降の工事完成年度には、建物等の建設総額から、前年度までに組入れ済みの建設仮勘定相当額を控除した額が基本金要組入額となる。なお、基本金明細表の記載方法は5 - 2を参照のこと。

2 - 13 特定資産の積立てと第2号基本金の組入れ

Q 数年先に高額な固定資産を自己資金により取得することを計画し、基本金組入計画に従い基本金組入れを行う場合、固定資産取得のための特定資産を計画額と同額だけ積み立てることが必要でしょうか。

A 第2号基本金組入れは、高額な固定資産の取得に係る基本金の組入れが取得年度に集中してその年度の事業活動収支計算を乱すことのないよう、取得に先行して、基本金組入計画に従って年次的・段階的に行うものである。一方、第2号基本金引当特定資産に繰り入れる目的は、将来の高額な固定資産の取得に備えてその取得資金を用意することにあるため、第2号基本金に対応する資産を保有しておく必要がある。また、第2号基本金相当額を、将来の施設設備の取得のための準備資金であることを計算書類上明確にするため、中科目「特定資産」のうちの小科目「第2号基本金引当特定資産」として表示することとされた。

2 - 14 第4号基本金の部門別組入れについて

Q 第4号基本金の組入れに関して、法人全体で組入額を計算するのか又は部門別に組入額を計算すべきであるかどちらでしょうか。

A 第4号基本金の恒常的資金の組入れは法人全体で計算するのが原則であり、その結果、部門別に120/100を超過又は80/100を下回ることはやむを得ない。ただし、会計単位及び資金が部門別に独立している場合は第4号基本金の計算を部門別に行うこともできる。

2 - 15 担保差し入れ資産と組入れ

Q 甲法人は、借入金の担保に差し入れた固定資産について、「当該資産は、半ば債権者の所有である」との見解で、いまだに基本金の組入れを行っていません。担保の有無にかかわらず、組入れを行うべきものと考えますがどうでしょうか。

A 基本金の組入れは、対象資産を取得したとき又は対象資産の取得に充てる金銭等につい

て行われる。担保の有無が基本金組入れに影響を及ぼすものではない。なお、担保に供されている資産については、貸借対照表（注記事項）及び借入金明細表（摘要欄記載事項）の記載要件となっていることに留意されたい。

基本金の取崩し

3 - 1 基準第 31 条と基本金の取崩し

Q 基準第 31 条では、「学校法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額の範囲内で基本金を取り崩すことができる。」と規定されていますが、これらに該当する場合であっても、必ずしも取崩しを行わなくてもよいのでしょうか。

A 第 122 号通知第三 1 (4)なお書きによれば、「第 31 条各号に該当する場合は、資産を他に転用するなどして継続的に保持する場合のほかは基本金取崩しの対象としなければならないこと」とされている。また、同通知第三 1 (3)によれば「基本金を取り崩す場合には、教育の質的水準の低下を招かないよう十分に留意する必要があること」とされている。

したがって、教育の質的水準の低下を招かないよう十分に留意している限りにおいて、基準第 31 条各号に該当し、これに該当する資産等を継続的に保持しない場合には当該基本金は取崩対象額となり、第 1 号基本金から第 4 号基本金までの各号ごとに、基本金の取崩対象額が組入対象額を超える場合には、その差額を取り崩すこととなる。

なお、例えば学部又は学科を廃止した場合であっても、当該学部又は学科で使用していた資産を他の学部又は学科等の教育研究活動に転用するなど、今後も当該資産を継続的に保持する場合若しくは除却又は売却した資産と同一種類の資産を再取得する場合には、これに該当する基本金は取崩対象額とすることなくそのまま維持する。

3 - 2 基本金の取崩しの対象となる金額の把握について

Q 基本金の取崩しの対象となる金額はどのように把握すればよいのでしょうか。

A

(1) 取崩対象額の把握

基準第 31 条の規定により、学校法人は、次のいずれかに該当する場合には、次に定める額の範囲内で基本金を取り崩すことができるとされている。

その諸活動の一部又は全部を廃止した場合、その廃止した諸活動に係る基本金への組入額

その経営の合理化により第 1 号基本金対象固定資産を有する必要がなくなった場合、その固定資産の価額

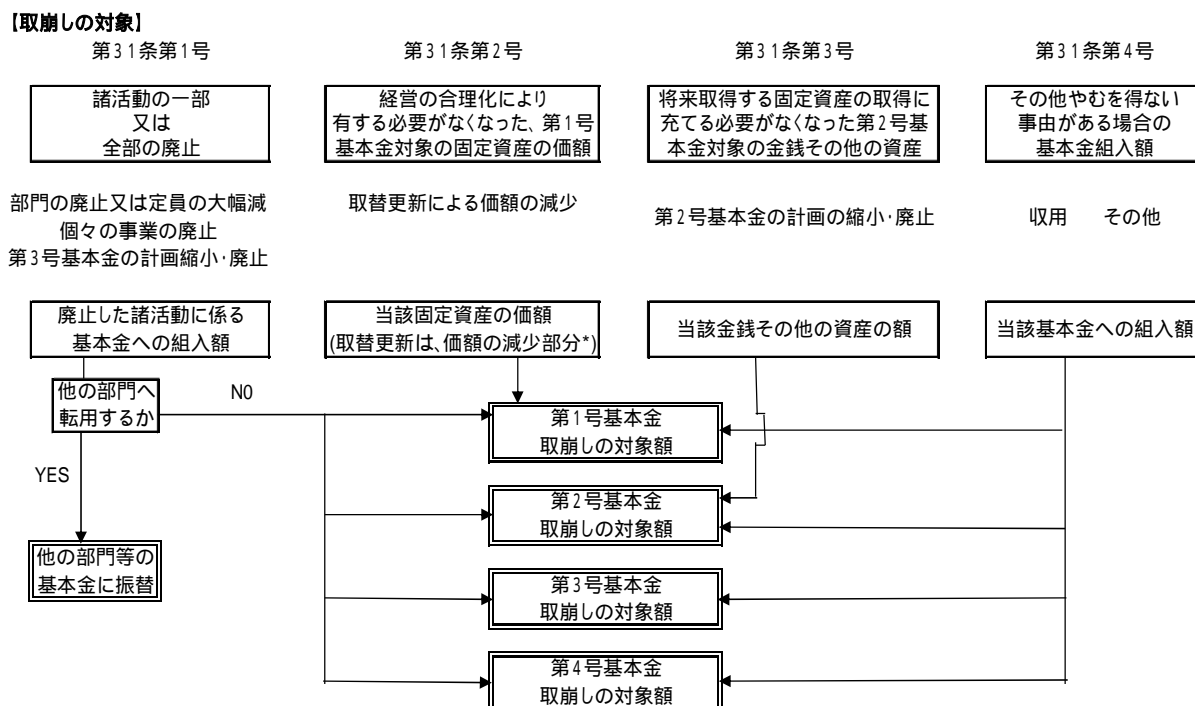
第 2 号基本金対象資産を将来取得する固定資産の取得に充てる必要がなくなった場合、その金銭その他の資産の額

その他やむを得ない事由がある場合、その事由に係る基本金への組入額

これらの要因により把握された金額は基本金の取崩対象額となり、第 1 号基本金から第 4 号基本金までの各号ごとに、取崩対象額が組入対象額を超える場合に、その差額を取り崩す。

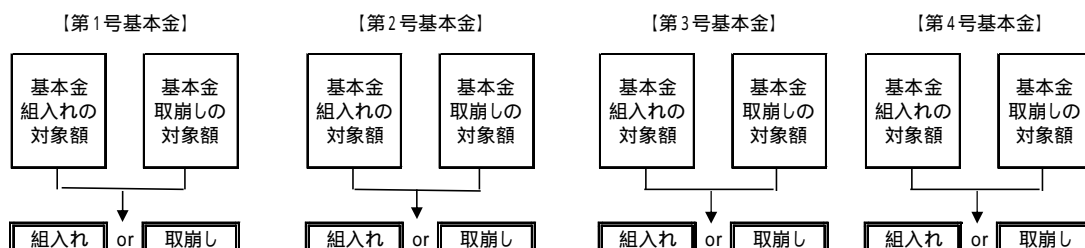
なお、第 122 号通知によると、 のその他やむを得ない事由がある場合とは、地方公共団体等による土地収用など、学校法人の自己都合による資産の処分ではなく外的要因によるものが該当するものとされている。

(2) 基本金の組入れ及び基準第 31 条に定める取崩しに係る全体的な流れについては、下図を参照されたい。



* 取替更新時の価額の減少部分を次年度以降に有する予定の場合には、当該金額を繰り延べることに留意する。

【基本金組入額又は基本金取崩額】



3 - 3 基本金の取崩しの具体例

Q 基本金を取り崩すことができる場合とは、具体的にはどのような場合ですか。

A

(1) 第 1 号基本金

第 1 号基本金を取り崩すことができるのは、基準第 31 条第 1 号に定める諸活動の一部又は全部を廃止した場合のほか、同条第 2 号に定める経営の合理化により固定資産を有する必要がなくなった場合又は同条第 4 号に定めるその他やむを得ない事由がある場合である。

経営の合理化により固定資産を有する必要がなくなった場合とは、次のア．の場合で基本金の設定対象となった資産と同一種類の資産を継続的に保持しない又はイ．の場合で当初に取得した資産の価額まで金額水準を回復する予定がない場合が該当する。これらによる基本金の取崩対象額が他の第 1 号基本金の組入対象額を上回る場合には第 1 号基本金を取り崩すこととなる。

ア．所有していた固定資産を維持する必要がなくなったとき。

イ．除却又は売却した資産と同一種類の資産を、当初に取得した資産より低い価額で取得したとき。

具体的には次のような例が挙げられる。

諸活動の一部又は全部を廃止した場合

- ・ 学部、学科等を廃止し、又は定員が減少した場合
- ・ 学生寮事業を廃止した場合

経営の合理化により固定資産を有する必要がなくなった場合

- ・ 複数のキャンパスを統合した場合
- ・ 学生通学用バスを売却したが、今後取得しない場合
- ・ 校外の研修施設を処分したが、今後は学内施設において研修を行うこととし、今後再取得しない場合
- ・ 校舎等の建替えに要した額が、当初取得価額を下回った場合
- ・ 年度一括対応によっている機器備品について、除却資産の取得価額より本年度に取得した資産の取得価額の合計額が少なく、今後当該除却資産と同等の金額水準まで機器備品を取得しない場合

(2) 第2号基本金

第2号基本金を取り崩すことができるのは、基準第31条第1号に定める諸活動の一部又は全部を廃止した場合のほか、同条第3号に定める金銭その他の資産を将来取得する固定資産の取得に充てる必要がなくなった場合又は同条第4号に定めるその他やむを得ない事由がある場合である。

金銭その他の資産を将来取得する固定資産の取得に充てる必要がなくなった場合とは、組入計画の縮小又は廃止を行った場合などが該当する。これらによる基本金の取崩対象額が第2号基本金の他の組入計画による基本金の組入対象額を上回る場合には第2号基本金を取り崩すこととなる。

具体的には次のような例が挙げられる。

- ・ 施設設備計画を大幅に見直し、計画規模を縮小した場合
- ・ 学部設置計画や体育館新築計画を廃止又は変更した場合

(3) 第3号基本金

第3号基本金を取り崩すことができるのは、基準第31条第1号に定める諸活動の一部又は全部を廃止した場合のほか、同条第4号に定めるその他やむを得ない事由がある場合である。

これらによる基本金の取崩対象額が第3号基本金の他の組入計画による基本金の組入対象額を上回る場合には第3号基本金を取り崩すこととなる。

具体的には次のような例が挙げられる。

- ・ 奨学事業を縮小又は廃止した場合
- ・ 教職員の住宅資金借入に係る利子補給事業を見直して廃止した場合
- ・ 配当金を奨学金に充てるように指定されて受け入れた株式の発行会社が銀行取引停止となり、当該有価証券を評価換えしたことにより資産価額が低下したが、他の資産を追加繰入れすることなく将来計画を見直す場合

(4) 第4号基本金

平成25年基準改正前においては、第4号基本金の恒常的に保持すべき資金の額は、当年度の計算額が前年度の恒常的資金の額を大幅に下回った場合でも、前年度の額を維持することとされていた。

しかし、平成25年9月2日に「恒常的に保持すべき資金の額について」の改正について(通知)が文部科学省から発出され、学校法人の財政状態等をより適正にあらわすために、当年度の計算額が20%を超えて減少した場合には、学校法人会計基準第31条第1項第1号に該当し、前年度の恒常的資金の額と当年度の計算額との差額を取崩しの対象としなければならないこととされた。

なお、経過措置が適用される平成28会計年度(都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあっては、「平成29会計年度」)については、当該年度の計算額が、前年度(平成27会計年度)に係る基本金の額に比して減少割合が20%以下であっても、前年度の恒常的資金の額と当年度の計算額との差額を取崩しの対象としなければならない点に留意されたい。

3-4 学生寮の廃止に伴う除却と基本金の組入れ及び取崩し

Q 3棟ある学生寮のうち1棟を取り壊しましたが、学生寮を再取得する場合としない場合とでは基本金の処理は異なりますか。

A 第1号基本金の取崩しについての取扱いは、3-3(1)に示したとおりであるが、この取扱いについて具体的に示すと次のとおりである。

(1) 除却又は売却した資産と同一種類の資産を再取得する場合

資産を再取得するまで基本金を繰り延べる。

基本金の取崩対象額が組入対象額を下回る場合、その差額を組み入れる。

基本金の取崩対象額が組入対象額を上回る場合、その差額を取り崩す。

(2) 除却又は売却した資産と同一種類の資産を再取得しない場合

基本金の取崩対象額が組入対象額を下回る場合、その差額を組み入れる。

基本金の取崩対象額が組入対象額を上回る場合、その差額を取り崩す。

なお、基本金明細表の記載上の留意点は次のとおりである。

- ・ 当年度の組入れ、取崩しの内訳を記載し、基本金の各号ごとに計算して組入れが多い場合は「当期組入高」、取崩しが多い場合は「当期取崩高」として記載する。
- ・ 第2号基本金から第1号基本金への振替については、上記の計算に含めることなく「当期組入高」の中で取り扱う。
- ・ 各号の「当期組入高」を合計した額が合計欄の「当期組入高」と一致し、各号の「当期取崩高」を合計した額が合計欄の「当期取崩高」と一致する。

これらの処理について、基本金の設定対象となった学生寮(取得価額1,000)を除却した場合について具体例で示すと次のようになる。

(1) 除却又は売却した資産と同一種類の資産を再取得する場合

学生寮を再取得するまで基本金を繰り延べる。

事 項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
前期繰越高	10,000	10,000	0	
当期組入高				
建 物				
学生寮除却	1,000			
翌年度基本金組入れの繰延高	1,000			
計	0	0	0	
当期末残高	10,000	10,000	0	

除却した資産の取得価額以上の価額で再取得する学生寮のほか、本年度中に取替更新により取得した教育研究用機器備品があり、その取得価額（2,000）は除却資産の取得価額（500）とこのほかに除却した車両の取得価額（1,000）の合計額を上回ったため、その上回った額（500）に相当する基本金を組み入れる。

事 項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
前期繰越高	10,000	10,000	0	
当期組入高				
建 物				
学生寮除却	1,000			
翌年度基本金組入れの繰延高	1,000			
小 計	0	0	0	
教育研究用機器備品				
機器備品取得高	2,000			
機器備品除却高	500			
小 計	1,500	1,500		
車両運搬具				
通学用バス除却高	1,000	1,000		
計	500	500	0	
当期末残高	10,500	10,500	0	
合 計				
前期繰越高		10,000	0	
当期組入高		500		
当期末残高		10,500	0	

再取得を予定している学生寮の価額は800であり、除却した学生寮の取得価額（1,000）を200下回っている。また、本年度中にこの他に取替更新により取得した教育研究用機器備品の取得価額（1,500）は除却資産の取得価額（2,000）を下回ったが、その下回った額の合計額（700）については資産を再取得しないため、借入金の返済に伴う過年度未組入りに係る組入れ100との差額（600）について基本金を取り崩す。

事 項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
前期繰越高	10,000	9,000	1,000	
当期取崩高				
建 物				
学生寮除却	1,000			
翌年度基本金組入れの繰延高	800			
小 計	200	200	0	
教育研究用機器備品				
機器備品取得高	1,500			
機器備品除却高	2,000			
小 計	500	500	0	
過年度未組入れに係る組入れ		100	100	
計	700	600	100	
当期末残高	9,300	8,400	900	
合 計				
前期繰越高		9,000	1,000	
当期取崩高		600		
当期末残高		8,400	900	

(2) 除却又は売却した資産と同一種類の資産を再取得しない場合

他の種類の資産の取得に係る基本金の組入対象額（1,200）があるときは、取崩対象額（1,000）を上回る額（200）を基本金に組み入れる。

事 項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
前期繰越高	10,000	10,000	0	
当期組入高				
建 物				
校舎建築	1,200			
学生寮除却	1,000			
計	200	200	0	
当期末残高	10,200	10,200	0	

他の種類の資産の取得に係る基本金の組入対象額（700）が取崩対象額（1,000）を下回るので、その差額（300）が第1号基本金の取崩額となる。

なお、第2号基本金の計画廃止は800であり、当年度組入計画は500である。

事 項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
前期繰越高	10,000	10,000	0	
当期取崩高				
建 物				
校舎建築	700			
学生寮除却	1,000			
計	300	300	0	
当期末残高	9,700	9,700	0	
第2号基本金				
前期繰越高		1,500		
当期取崩高				
講堂建築計画廃止に伴う取崩し		800		
建築計画		500		
計		300		
当期末残高		1,200		
合 計				
前期繰越高		11,500	0	
当期取崩高		600		
当期末残高		10,900	0	

3 - 4 - 2 リース対象資産を基本金組入対象資産とした場合の基本金を取り崩す時期について

Q リース対象資産を基本金組入対象資産とした場合、基本金を取り崩す時期はいつになるのでしょうか。

A 第1号基本金を取り崩すことができるのは、3 - 3 (1)に示したとおりである。そのうち、経営の合理化によりリース対象資産を有する必要がなくなった場合については、返還又は除却する形態によって取崩対象となる時期が異なってくる。

(1) リース対象資産の減価償却を個々に実施している場合

- ・ リース契約（再リース契約を含む。）が終了し、リース資産を返還したときには、当該会計年度において基本金の取崩対象となる。
- ・ 違約金を支払い、リース契約を中途解約してリース資産を返還したときには、当該会計年度において基本金の取崩対象となる。

(2) リース対象資産をグループ償却している場合

- ・ グループ償却が完了した年度に一括して除却処理を行うので、当該会計年度において基本金の取崩対象となる。

3 - 5 体育館改築計画の廃止と第2号基本金の取扱い

Q 体育館改築計画に基づき、第2号基本金の組入れと特定資産の積立てを実施してきましたが、本年度においてこの計画の廃止を決定しました。この場合、この第2号基本金はどのように処理すべきでしょうか。

A 固定資産の取得計画に基づき、第2号基本金の組入れと特定資産の積立てを行う場合には、具体的かつ確実な計画に基づいて慎重に実施されるべきであり、安易な計画によって

実施することは慎まなければならない。

しかし、計画の見直しにより質問のような事態に至った場合には、当該特定資産及び第2号基本金はその意義を失うこととなり、基本金の取崩対象額が把握される。

なお、計画の見直しを行い、計画の縮小又は廃止を決定した場合の「第2号基本金の組入れに係る計画表」においては、計画を変更した旨の記載を行い、「基本金組入計画及びその実行状況の摘要欄」に基本金の取崩対象としたことを記載することとなる。

この処理について、計画廃止 1,000 のほか、校舎完成 3,000 に伴う第2号基本金から第1号基本金への振替が 2,000、他の計画による第2号基本金の当期組入れが 1,800 あった場合を具体例で示すと次のようになる。

事 項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
前期繰越高	10,000	10,000	0	
当期組入高				
建 物				
校舎建築	3,000	1,000		
第2号基本金から振替		2,000		
計	3,000	3,000	0	
当期末残高	13,000	13,000	0	
第2号基本金				
前期繰越高		3,500		
当期組入高				
講堂建築計画		1,800		
第1号基本金への振替		2,000		
体育館建築計画廃止に伴う取崩し		1,000		
計		1,200		
当期末残高		2,300		
合 計				
前期繰越高		13,500	0	
当期組入高		1,800		
当期末残高		15,300	0	

3 - 6 第3号基本金の事業縮小と取崩し

Q 経済環境の変化に伴い、運用果実による奨学事業を縮小しました。このような場合、第3号基本金はどのように処理すべきでしょうか。

A 寄付者又は学校法人の意思に基づき、元本を継続的に保持運用するために基本金の対象とされ組み入れられた第3号基本金は、本来取り崩すべきものではない。

しかし、質問のような事情の中で、寄付者等の意思を損なわず、教育水準の質の低下を伴わないような奨学事業の見直しを行い、基金を縮小した場合には、縮小した金額に相当する第3号基本金引当資産及び第3号基本金はその意義を失うこととなり、基本金の取崩対象額が把握される。

なお、計画の見直しを行い、事業の縮小又は廃止を決定した場合の「第3号基本金の組入れに係る計画表」においては、計画を変更した旨の記載を行い、「基本金組入計画及びその実行状況の摘要欄」に基本金の取崩対象としたことを記載することとなる。

この処理について、第1号基本金で組入れが 3,000 あり、第3号基本金において国際交

流基金の新設が1,000、 奨学基金の縮小が2,000 あった場合を具体例で示すと次のようになる。

事 項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
前期繰越高	10,000	10,000	0	
当期組入高				
建 物				
校舎建築	3,000	3,000		
計	3,000	3,000	0	
当期末残高	13,000	13,000	0	
第3号基本金				
前期繰越高		3,200		
当期取崩高				
国際交流基金		1,000		
奨学基金縮小に伴う取崩し		2,000		
計		1,000		
当期末残高		2,200		
合 計				
前期繰越高		13,200	0	
当期組入高		3,000		
当期取崩高		1,000		
当期末残高		15,200	0	

3 - 7 基本金の取崩しと部門別把握

Q 基本金は、諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、部門別に組入れを行うことになっていますが、基本金を取り崩すかどうかの判断、すなわち今後資産を継続的に保持するかどうかの判断も部門別に行うのでしょうか。

A 基本金要組入額は、原則として基本金の設定対象資産と結び付けて算定され、基本金の組入計算も各法人の実態に応じて部門別に行うこととなっていることから、基本金の取崩しについても原則として部門別に判断することとなる。

しかし、基本金の設定対象資産を複数の部門で共用したり、使用する部門が変更されることもあるため、学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を法人全体をもって判断し、継続的に維持すべき金額を基本金としている場合には、基本金の取崩しについても法人全体をもって判断することも認められよう。

このことを具体例で示すと次のとおりである。

第1号基本金の設定対象機器備品の部門別増減表

部 門	期 首 残 高	当 期 増加高	当 期 減少高	期 末 残 高
学 校 法 人	500	10	-	510
大 学	2,000	200	100	2,100
短期大学	800	30	50	780
総 額	3,300	240	150	3,390

上記のほかに第2号基本金について 大学で計画の廃止が10、 短期大学で新たな

計画が 20 あり、第 3 号基本金について 大学で奨学基金の廃止が 30、短期大学で基金の新設が 10 あるものとした場合の号別の増減表

部門 基本金	学校法人	大学	短期大学	合計 (全体の場合)
第 1 号	10	100	20	90
第 2 号		10	20	10
第 3 号		30	10	20

(1) 資産を継続的に保持するために維持すべき金額を、部門別に判断している場合
第 1 号基本金

法人部門：組入れ 10 (10 - 0)

大学部門：組入れ 100 (200 - 100)

短大部門：取崩し 20 (30 - 50)

第 2 号基本金及び第 3 号基本金

それぞれの増加額又は減少額が、組入れ又は取崩しとなる。

事業活動収支内訳表の記載例

部門 科目	学校法人	大学	短期大学	総額
基本金組入前当年度 収支差額	10	90	50	150
基本金組入額合計	10	100	30	140
当年度収支差額	0	10	20	10

事業活動収支内訳表においては、基本金取崩額については記載されないが、参考までに部門別の基本金取崩額を示すと以下のとおりとなる。

部門 科目	学校法人	大学	短期大学	総額
基本金取崩額	0	40	20	60

基本金明細表の例

事 項	組入高
第1号基本金	
当期組入高	
教育研究用機器備品	
機器備品取得高	110
当期取崩高	
機器備品除却高	20
第2号基本金	
当期組入高	
講堂建築計画	20
当期取崩高	
整備計画廃止に伴う取崩し	10
第3号基本金	
当期組入高	
奨学基金	10
当期取崩高	
奨学基金廃止に伴う取崩し	30
合 計	
当期組入高	140
当期取崩高	60

(2) 資産を継続的に保持するために維持すべき金額を、法人全体をもって判断している場合

この場合、部門別の組入額及び取崩額は、合理的な基準により按分計算しなければならない。

<記載例における按分計算の前提>

大学と短期大学は資産を共有しており、その使用割合を3：2と仮定して按分している。また、奨学基金も共通の基金として運用しており、その使用割合を3：1と仮定して按分している。

第1号基本金

全体：組入れ 90 (240 - 150)
 法人部門：組入れ 10 (10 - 0)
 大学部門：組入れ 48 $(90 - 10) \times 3 \div 5$
 短大部門：組入れ 32 $(90 - 10) \times 2 \div 5$

第2号基本金

全体：組入れ 10 (20 - 10)
 大学部門：組入れ 6 $(20 - 10) \times 3 \div 5$
 短大部門：組入れ 4 $(20 - 10) \times 2 \div 5$

第3号基本金

全体：取崩し 20 (10 - 30)
 大学部門：取崩し 15 $(10 - 30) \times 3 \div 4$
 短大部門：取崩し 5 $(10 - 30) \times 1 \div 4$

事業活動収支内訳表の記載例

部門 科目	学校法人	大学	短期大学	総額
基本金組入前当年度 収支差額	10	90	50	150
基本金組入額合計	10	54	36	100
当年度収支差額	0	36	14	50

事業活動収支内訳表においては、基本金取崩額については記載されないが、参考までに部門別の基本金取崩額を示すと以下のとおりとなる。

部門 科目	学校法人	大学	短期大学	総額
基本金取崩額	0	15	5	20

基本金明細表の例

事 項	組入高
第1号基本金	
当期組入高	
教育研究用機器備品	
機器備品取得高	90
第2号基本金	
当期組入高	
講堂建築計画	10
第3号基本金	
当期取崩高	
奨学基金廃止に伴う取崩し	20
合 計	
当期組入高	100
当期取崩高	20

3 - 8 公道として提供した土地に係る基本金について

Q 校地の一部を無償で公道に提供した場合、基本金はどのようにすればよいでしょうか。

A 公道として提供した土地が学校の教育活動に支障を生じさせる程度に大きい面積である場合又は学校の設置基準に定める校地面積に相当食い込む面積である場合は、代替地を取得する必要があることに鑑み、譲渡土地に係る基本金は、その代替地に係る基本金とならなければならないので、基本金要組入額及び基本金組入額を減額することは妥当ではない。

しかし、公道に提供した結果、学校の土地が狭隘となっても教育活動に支障を生じないこと及び設置基準に定める所要面積に不足することがないこと並びに今後代替地を取得しないことを前提条件とすれば、基本金組入れの対象資産である土地勘定の額を減額する会計処理を行った場合には、当該土地の取得価額に相当する金額が基本金の取崩対象額となる。

3 - 9 過年度基本金組入れの繰延高について

Q 基準改正適用初年度(平成17年度)における過年度基本金組入れの繰延高の処理はどのようにすればよいのでしょうか。また、次年度以降はどのように表示すればよいのでしょうか。

A 第1号通知(2)によれば、「平成17年4月1日現在有している基本金の繰延額は、学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものを除き、平成17年度決算の基本金取崩しの対象とすること」とされている。したがって、平成17年4月1日現在の「過年度基本金組入れの繰延高」については、継続的に保持するために維持する場合には次年度以降に繰り延べ、継続的に維持する必要がない場合には平成18年3月31日をもって終了する会計年度の基本金の取崩対象額に含めることとなる。

これらの処理について、「過年度基本金組入れの繰延高」が3,000ある場合について具体例で示すと次のようになる。

(1) 「過年度基本金組入れの繰延高」3,000のうち2,000の金額水準を維持する場合

事 項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
前期繰越高	10,000	10,000	0	
当期組入高				
建 物				
校舎建設	1,500			
過年度基本金組入れの繰延高	2,000			
過年度基本金繰延高の取崩し	1,000			
翌年度基本金組入れの繰延高	2,000			
計	500	500	0	
当期末残高	10,500	10,500	0	

また、基本金を次年度に繰り延べた場合、資産を再取得するまでの年度における次年度以降の表示は次のとおりとなる。

事 項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
前期繰越高	10,500	10,500	0	
当期組入高				
建 物				
過年度基本金組入れの繰延高	2,000			
翌年度基本金組入れの繰延高	2,000			
計	0	0	0	
当期末残高	10,500	10,500	0	

(2) 「過年度基本金組入れの繰延高」3,000全てを維持しない場合

事 項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
前期繰越高	10,000	10,000	0	
当期取崩高				
建 物				
校舎建設	1,500			
過年度基本金繰延高の取崩し	3,000			
計	1,500	1,500	0	
当期末残高	8,500	8,500	0	

基本金の修正

4 - 1 基本金の修正の処理方法

Q 基本金の修正はどのように行えばよいのでしょうか。

A 過年度の基本金の計算に誤謬があった場合には正しい額に修正する。この場合、修正に伴う基本金の増減額は、修正を行う年度において第1号通知に示されている「組入れの対象となる金額」又は「取崩しの対象となる金額」に含めることとなる。したがって、過年度に基本金の過大計上があった場合には当該修正額を取崩対象額に含め、また、過小計上があった場合には当該修正額を組入対象額に含めて把握する。その結果、基本金組入額合計又は基本金取崩額が事業活動収支計算書に表示されることとなる。

4 - 2 基本金修正に係る表示方法

Q 過年度に組み入れられた基本金の計算に誤謬が発見された場合、基本金明細表において、当該修正をどのように表示するのが妥当でしょうか。

A 基本金明細表において基本金の修正増減額を記載する場合には、例えば、次のように表示する。

なお、第1号基本金が当期組入高となる場合と、当期取崩高となる場合を示すと、各々次のとおりとなる。

(1) 当期組入高となる場合（過年度修正を科目の記載の後にまとめて記載する例）

事 項	要組入高	組入高	未組入高	摘要
第1号基本金				
前期繰越高	1,000,000	1,000,000	0	
当期組入高				
建 物				
校舎建築	25,000			
学生寮除却	10,000			
小 計	15,000	15,000	0	
過年度基本金の修正				
建 物	300			
教育研究用機器備品	100			
小 計	200	200	0	
計	15,200	15,200	0	
当期末残高	1,015,200	1,015,200	0	

(2) 当期取崩高となる場合（過年度修正を各科目の内訳として記載する例）

事 項	要組入高	組 入 高	未組入高	摘要
第1号基本金				
前期繰越高	1,000,000	1,000,000	0	
当期取崩高				
建 物				
校舎建築	1,200			
学生寮除却	1,000			
過年度基本金の修正	700			
小 計	500	500	0	
教育研究用機器備品				
機器備品取得高	300			
過年度基本金の修正	100			
小 計	400	400	0	
計	100	100	0	
当期末残高	999,900	999,900	0	

基本金の表示

5 - 1 基本金明細表の事項別記載方法

Q 基本金明細表において、当期組入高及び当期取崩高については、組入れ及び取崩しの原因となる事実をそれぞれの金額ごとに記載することになっていますが、これらの事項別記載は、科目別記載で差し支えないでしょうか。また、過年度未組入高の当期組入高については、その旨一括記載して差し支えないでしょうか。

また、「前期繰越高の1/100に相当する金額」という場合の前期繰越高とは何を指すのでしょうか。

A 原則として、勘定科目のみによる記載は認められない。したがって、要因別に記載する必要がある。ただし、第3号基本金以外の基本金については、当期組入れの原因となる事実に係る金額の合計額が各号別の前期繰越高（組入高）の1/100に相当する金額（その金額が3,000万円を超える場合には3,000万円）を超えない場合には、資産の種類等により一括して記載することができる。

過年度の未組入高の当期組入高の表示方法については、「過年度未組入高の当期組入高」と一括表示して差し支えないが同組入高を要因別に、例えば次のように表示することが望ましい。

事 項	要組入高	組 入 高	未組入高	摘要
第1号基本金				
過年度未組入高の当期組入高				
新築校舎に係る借入金返済に伴う組入高		×××	×××	
同上学校債償還に伴う組入高		×××	×××	

5 - 2 建物の取替更新に伴う基本金の表示方法

Q 旧校舎が老朽化したため同隣接地に新校舎を建設中であり、当年度中に完成する予定です。また、旧校舎の取壊しも当年度中に完了する予定です。この場合に、基本金明細表において、差額組入れ表示してよいでしょうか。

A 差額組入れ表示で差し支えない。同差額組入れの表示に当たっては、例えば、次のように表示することが望ましい。

事 項	要組入高	組 入 高	未組入高	摘要
第1号基本金				
当期組入高				
第 号校舎建設費の 総額	1,000	400		
同上に係る建設仮勘 定振替高	300			
除却旧第 号校舎に 係る既存の基本金	100			
小 計	600	400	200	

5 - 3 基本金明細表の要組入高及び未組入高の記載について

Q 改正後の基本金明細表の作成に当たり、第2号基本金及び第3号基本金の「要組入高」並びに「未組入高」の欄に金額を記載しないこととなっているのは、どのような理由でしょうか。

A 固定資産の取得事実又は文部大臣裁定によって組入れを要する額が確定する第1号基本金及び第4号基本金に係る未組入額は、翌年度以後に組み入れていくことを要する額として貸借対照表上に注記表示される必要があるものである。

これに対し、第2号基本金及び第3号基本金に係る組入予定額及び組入目標額は、基本金組入れの計画であり、将来の事情に応じ変更もされ得るという予定的・可変的な性格を持っており、したがって、計画表に記載されるものである。

以上のような理由から改正後の基本金明細表の様式において、第2号基本金及び第3号基本金については、「要組入高」及び「未組入高」の欄に「-」が記されていると考えられる。

したがって、この欄には金額を記載してはならない。

5 - 4 組入計画表における所要見込総額の記載について

Q 旧校舎（取得価額2億円）を取り壊し新校舎を建設する予定です。校舎の改築に要する金額を6億円と見込んでいます。第2号基本金の組入れに係る計画表の摘要欄の所要見込総額は6億円と記載するのでしょうか。なお、旧校舎については全額基本金組入済みです。

A 昭和62年8月文部省通知によれば、取得更新の場合には、除却資産の取得価額を控除した額を「取得額」として記載することとなる。

したがって、所要見込総額も、改築に係る建設費6億円から旧校舎の取得価額2億円を控除した4億円で記載されることになる。

以 上